

第九管区海上保安本部公示第53号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年10月13日

第九管区海上保安本部長

渡邊 保範



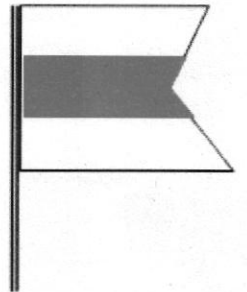
直江津沖海鷹海脚付近海域の水路測量

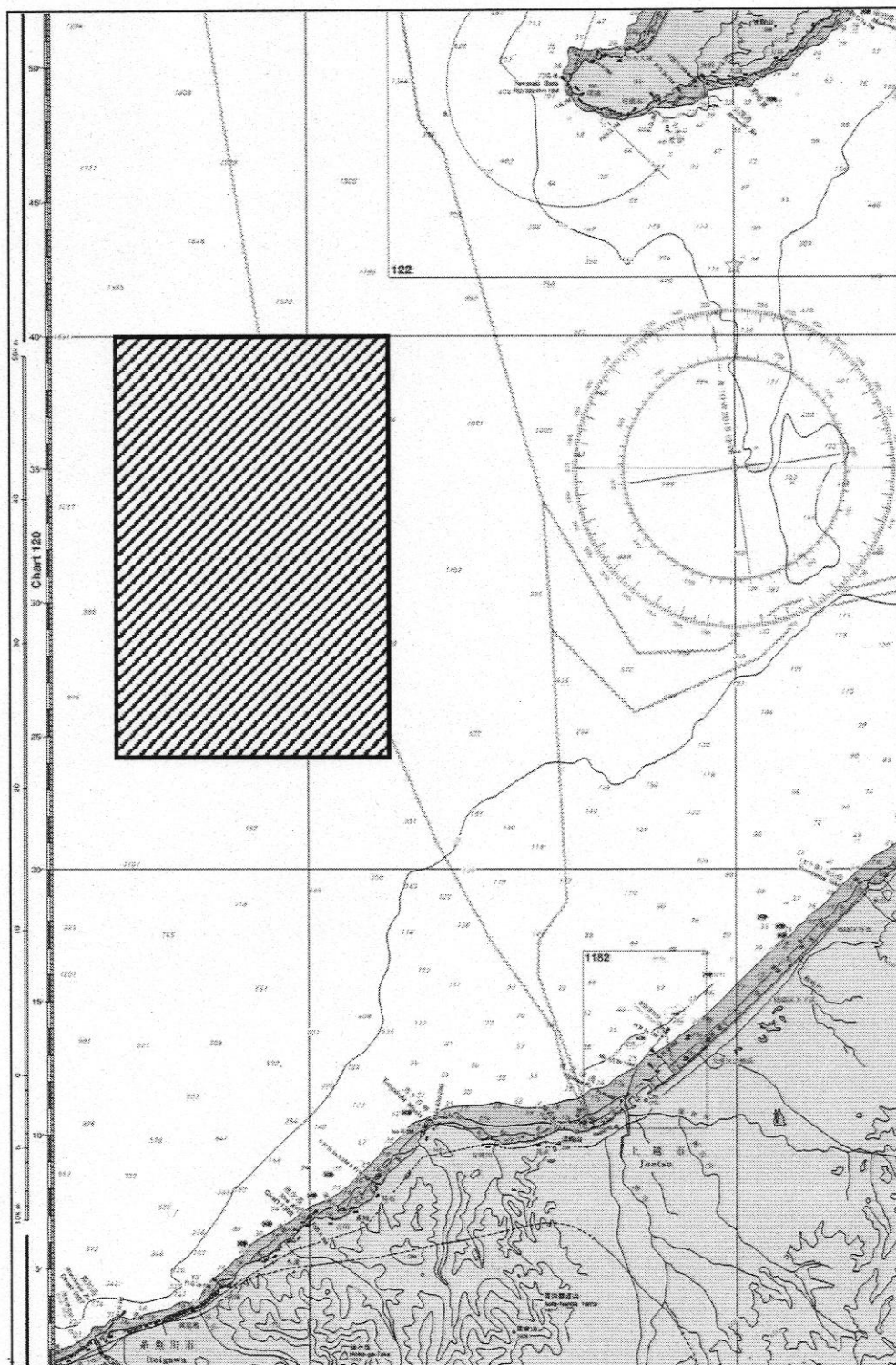
- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- 名称 国立研究開発法人 産業技術総合研究所
- 住所 茨城県つくば市小野川16-1

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- 区域 直江津沖海鷹海脚付近海域（付図に示すとおり）
- 期間 令和3年10月17日から令和3年11月2日まで

- 3 水路測量の実施方法
- G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

- 4 航行船舶に対する安全措置
- 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。





 測量区域